

○独立行政法人環境再生保全機構大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究課題の公募に関する取扱要領

(平成17年3月23日細則第1号)

改正 平成20年10月1日細則第16号 平成24年3月1日細則第2号

平成24年3月30日細則第10号 平成25年6月11日細則第7号

(目的)

第1条 この取扱要領は、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)が公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第68条第1項第1号の規定に基づき行う調査研究に係る課題の公募の実施(以下「公募」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(応募資格)

第2条 公募に応募できる者は、次に掲げる試験研究機関又は研究組織(以下「研究機関」という。)で、国内に主たる事務所又は調査研究活動の本拠を有するものに所属する研究者(以下「委託研究者」という。)及び研究機関の代表者であって、独立行政法人環境再生保全機構大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究における委託費の不正使用及び不正受給に係る委託費の執行停止、応募資格の制限及び委託費の返還等に関する達(平成25年独立行政法人環境再生保全機構達第5号)の規定に基づく応募資格の制限を受けていない者とする。

- (1) 国の施設等機関
- (2) 地方公共団体に附属する試験研究機関
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学及び大学に附属する試験研究機関
- (4) 法人格を有する民間団体が経営する調査研究所(民間団体の研究部門を含む。)
- (5) 特例民法法人又は一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人若しくは公益財団法人であって、調査研究を主たる目的とするもの
- (6) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条の規定に基づき設立された独立行政法人であって、調査研究を主たる目的とするもの
- (7) その他機構理事長が適当と認めたもの

(研究の組織)

第3条 委託研究者が当該研究を複数の者と共同で実施する場合の組織は、次に掲げる者により構成されるものとする。

- (1) 委託研究者
- (2) 分担研究者
委託研究者と研究項目を分担して研究を実施する者
- (3) 研究協力者

委託研究者の研究計画の遂行に協力する者

(対象分野の決定及び公表)

第4条 予防事業部担当理事は、公募を実施するに当たり、調査研究の対象となる分野を決定するとともに、応募資格者が応募のために提出する調査研究計画書(様式第1)の提出期限を定め、公表するものとする。

(調査研究課題の決定)

第5条 予防事業部担当理事は、応募資格者から提出された調査研究計画書について、第7条に規定する評価を受けて採択すべき調査研究課題を決定する。

2 予防事業部担当理事は、応募のあった調査研究課題を採択することにしたときは、当該調査研究課題に係る応募資格者(以下「応募者」という。)に対して調査研究課題採択結果通知書(様式第2)により、その旨を通知することとする。

(委託契約の手続)

第6条 前条第2項の規定に基づき、予防事業部担当理事から調査研究課題採択通知を受けた応募者は、当該調査研究課題を実施するに当たり、公害健康被害予防事業及び地球環境基金事業に係る委託契約事務取扱要領(平成16年独立行政法人環境再生保全機構細則第11号)第2条の規定に基づき委託業務契約を機構と締結するものとする。

(評価の実施)

第7条 公募による調査研究課題については、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究評価実施要領(平成16年細則第13号)に基づき評価を行うものとする。

(その他)

第8条 本取扱要領に定めるほか、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する公募に関して必要な事項は、予防事業部担当理事が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成17年3月23日から施行する。

附 則(平成20年10月1日細則第16号)

この細則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月1日細則第2号)

この細則は、平成24年3月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日細則第10号)

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月11日細則第7号)

この細則は、平成25年6月11日から施行する。